

運賃改定及び新サービス開始までの スケジュールと周知方法(案)

地域公共交通会議資料 (No.2)
平成31年4月26日

	(H31) 4～5月	6月	7月	8月	9月	令和元年10月	11月	12月
(全体のスケジュール)	地域公共交通 会議開催・ 議案の合意	・(6月中)「協議が調っていることの証明書」を西武バスに提出(清瀬市) ・国交省に申請書を提出(西武バス)※承認まで要1ヵ月 ・変更事項のデータ作成(西武バス)※完成まで要3ヵ月				(1日より) 運賃改定・ 新サービス開始		
市報			(1日号) 記事掲載(1回目)		(1日号) 記事掲載(2回目)	(1日号) 記事掲載(3回目)		
WEB (HP、twitter Facebook)			トピックス・ 新着情報に掲載 (1回目)		トピックス・ 新着情報に掲載 (2回目)	トピックス・ 新着情報に掲載 (3回目)		
停留所			各停留所にお知らせを掲示  (7月1日から12月31日まで6か月間) 					
車内			車内へのお知らせ掲示  (7月1日から12月31日まで6か月間) 					